随意契約結果一覧

所属(課名)

防災対策

課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
松阪市防災行政無線設備保守点検業務委託(本庁·嬉野· 三雲·飯南·飯高管内)	令和4年4月1日	株式会社 日立国際電 気 中日本支社	22,330,000		<根拠条文> 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び松阪市契約規則第25条に よる随意契約 <理由> 松阪市防災行政無線設備は、当該業 者の独自仕様により整備したものを 用いており、システムを熟知した当該業 者以外のものが本業務を行うことは 困難である。また、機器不具合等に よって設備が故障した場合、当該業 者においては、機器の調整方法・性 能・仕様等を熟知しており、迅速な対 応が可能であるため。	0	
松阪市防災行政無線設備 天花寺中継局非常用発電機蓄電池交換修繕	令和4年4月26日	株式会社 日立国際電 気 中日本支社	913,000	913,000	<根拠条文> 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び松阪市契約規則第25条に よる随意契約 <理由> 松阪市防災行政無線設備は、当該業 者の独自仕様により整備したものを 用いており、システムを熟知した当該業 者以外のものが本業務を行うことは 困難である。また、機器不具合等に よって設備が故障した場合、当該業 者においては、機器の調整方法・性 能・仕様等を熟知しており、迅速な対 応が可能であるため。		

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
防災行政無線設備 屋外拡声子局(No.343)移設修繕	令和4年5月13日	株式会社 日立国際電 気 中日本支社	3,452,900	3,452,900	<根拠条文> 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び松阪市契約規則第25条に よる随意契約 〈理由> 松阪市防災行政無線設備は、当該業 者の独自仕様により整備したものを 用いており、システムを熟知した当該業 者以外のものが本業務を行うことは 困難である。また、機器不具合等に よって設備が故障した場合、当該業 者においては、機器の調整方法・性 能・仕様等を熟知しており、迅速な対 応が可能であるため。		
松阪市防災行政無線設備 再 免許情報整備業務委託	令和4年5月31日	株式会社 日立国際電 気 中日本支社	1,682,300		<根拠条文> 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び松阪市契約規則第25条に よる随意契約 〈理由> 松阪市防災行政無線設備は、当該業 者の独自仕様により整備したものを 用いており、システムを熟知した当該業 者以外のものが本業務を行うことは 困難である。また、機器不具合等に よって設備が故障した場合、当該業 者においては、機器の調整方法・性 能・仕様等を熟知しており、迅速な対 応が可能であるため。		
松阪市防災行政無線屋外拡 声子局バッテリー交換修繕	令和4年9月7日	株式会社 日立国際電 気 中日本支社	7,257,800		<根拠条文> 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び松阪市契約規則第25条に よる随意契約 <理由> 松阪市防災行政無線設備は、当該業 者の独自仕様により整備したものを 用いており、システムを熟知した当該と 困難である。また、機器不具合等に よって設備が故障した場合、当該・性 よって設備が故障した場合、当該・性 能・仕様等を熟知しており、迅速な対 応が可能であるため。	0	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
松阪市防災行政無線屋外拡 声子局修繕(篠田山広場No. 160)仮復旧修繕	令和4年9月20日	株式会社 日立国際電 気 中日本支社	742,500	742,500	<根拠条文> 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び松阪市契約規則第25条に よる随意契約 <理由> 松阪市防災行政無線設備は、当該業 者の独自仕様により整備したものを 用いており、システムを熟知した当該業 者以外のものが本業務を行うことは 困難である。また、機器不具合等に よって設備が故障した場合、当該業 者においては、機器の調整方法・性 能・仕様等を熟知しており、迅速な対 応が可能であるため。		
松阪市防災行政無線屋外拡 声子局修繕(篠田山広場No. 160)本復旧修繕	令和5年1月17日	株式会社 日立国際電 気 中日本支社	2,937,000	2,937,000	<根拠条文> 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び松阪市契約規則第25条に よる随意契約 <理由> 松阪市防災行政無線設備は、当該業 者の独自仕様により整備したものを 用いており、システムを熟知した当該業 者以外のものが本業務を行うことは 困難である。また、機器不具合等に よって設備が故障した場合、当該業 者においては、機器の調整方法・性 能・仕様等を熟知しており、迅速な対 応が可能であるため。	無	